

**令和7年度 調布市障害者地域自立支援協議会
第1回全体会 報告書**

開催日 令和7年6月26日(木) 午前9時30分～11時30分
場所 たづくり1001 学習室
出席委員 谷内委員, 渡辺委員, 山本委員, 荻本委員, 吉田委員, 矢幡委員, 佐藤委員, 井村委員(代理出席), 愛沢委員, 進藤委員, 今井委員, 秋元委員, 市橋委員, 内海委員, 名古屋委員, 木内委員, 堀江委員, 円館委員, 栗城委員, 田村委員(20名)
欠席委員 樋川委員, 原田委員, 加藤委員, 江口委員(4名)
傍聴者 1名

Ⅰ 開会

■事務局(希望ヶ丘)

それでは、定刻になりましたので、これより令和7年度の第1回、調布市障害者地域自立支援協議会を開催させていただきます。司会を務めさせていただきます、本協議会の事務局、希望ヶ丘の関根と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。事前に委員の皆さまに送付いたしました資料が、本日の次第と、資料1から6まで、それから、参考資料の1, さらに、カラーのリーフレット「東京都障害者情報コミュニケーション条例ができました」の以上が事前郵送したものです。それから、当日配布の資料7となっています。会場にお越しで本日もご持参でない方には事務局で予備をご用意しておりますので、お近くの事務局スタッフに申しつけください。また、本協議会の委員の皆様にも市からの依頼状も机の上に置かせていただきましたので、あわせてご確認ください。

はじめに、この自立支援協議会は、検討過程についても広く市民に公表し、より開かれた形で検討を進めていくため、傍聴者の受入れと、議事録の公開を行いたいと考えております。なお、議事録の公開にあたっては、各委員の発言に関して、各委員の名前は伏せた状態で、どの委員からのご発言かというのは特定されない状況で掲載いたします。また、ご発言の中でご自身の体験談等で個人情報に関わる箇所に関しては、こちらの判断でそこは削除した上で公開させていただきますので、その点ご了承ください。最初に傍聴者の受入れと、議事録の公開、以上2点についてお伝えをさせていただき、ご了承いただければと思います。

2 福祉健康部部長あいさつ

■事務局(希望ヶ丘)

それでは次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、調布市福祉健康部、八角部長よりご挨拶いただきます。

■八角部長

皆様、おはようございます。調布市福祉健康部長の八角でございます。令和7年度「調布市障害者地域自立支援協議会の第1回全体会」の開会にあたり、一言ご挨拶をさせていただきます。はじめに、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本協議会委員に御就任いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から市の障害福祉行政に御尽力いただいておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

平成18年度に立ち上げました、この「自立支援協議会」は、今年で20年目を迎えました。本協議会は、当事者の皆様に加え、学識経験のある方や障害者施設、あるいは医療、教育分野、就労支援、権利擁護など、様々な立場や職種の方々から御意見をいただける大変貴重な場となっております。

この20年間の中で、地域の課題解決のために様々な観点から議論を重ね、新しい事業も本協議会からいくつか立ち上げてまいりました。その事業は、今でも重要な事業として機能しております。そのことにつきましても、改めまして、委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

さて、今年度は、聞こえない・聞こえにくい人のオリンピックと言われるデフリンピック競技大会が日本国内で初めての開催となり、東京で行われます。

デフリンピックの競技は全21種類ありまして、多摩地域で3つしかない競技会場のうちの1つが、調布市内にある競技会場が予定されています。ご存じのとおり、味の素スタジアムの隣に武蔵野の森総合スポーツプラザがあります。その名称が、本年5月にネーミングライツにより、「京王アリーナTOKYO」に名称変更となっております。この「京王アリーナTOKYO」で、本年11月にバドミントン競技が実施されます。特に、大会期間中には、選手を中心に多くの聴覚障害のある方が市内を訪れることになります。大会の会場はもとより、あらゆる場面において、視覚により情報を取得することができ、また、円滑にコミュニケーションが取れる環境が重要となってまいります。

そのためにも、本協議会の皆様からも御意見をいただき、昨年9月に制定・公布しました、「調布市手話言語条例」と「調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例」の一層の普及啓発を通して、共生社会の充実につなげていきたいと考えております。

また、本日、お手元の資料にもリーフレットを配付しておりますが、東京都の新しい条例として、いわゆる「障害者情報コミュニケーション条例」が来月、7月1日から施行されます。必要な配慮やコミュニケーションの手段は、その人ごとに異なります。この条例によって、誰もが等しく情報の取得・利用ができること、そして、意思疎通を図ることができる、こうした理解促進が東京都全体で広がっていくことが期待されています。

この協議会には、障害者差別解消法に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を

あわせ持っておりますので、こうした関連する情報や事例などについても随時、ご紹介していきたいと考えております。

結びになりますが、委員の皆様のご意見から、普段の支援の在り方を改めて振り返りながら、障害福祉施策を推進していきたいと考えておりますので、今後とも、本日、御出席の委員の皆様のお力添えをいただきますよう、お願い申し上げまして、冒頭の私の挨拶とさせていただきます。今年度も、どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局(希望ヶ丘)

八角部長ありがとうございます。

3 委員・事務局紹介

■事務局(希望ヶ丘)

それでは、次に第1回ということで、今回委員にご就任いただきました皆さまをご紹介させていただきます。議事全体の時間の都合もあり、事務局より所属とお名前を読み上げる形でのご紹介とさせていただきます、ご了承ください。

(省略。事務局より委員1名ずつ紹介)

委員の皆さま、ご協力ありがとうございました。続きまして事務局からも簡単に自己紹介をさせていただきます。

(省略。事務局紹介)

4 会長・副会長選出

■事務局(希望ヶ丘)

それでは、続きまして次第の4番、会長、副会長の選出に進みたいと思います。調布市の本協議会の要綱では、会長1名及び副会長2名を、委員の互選により選出するものとされています。本来、委員の皆さまからの立候補やご推薦をいただくところではありますが、よろしければ事務局より、昨年度に引き続き、会長に谷内委員を、副会長に渡辺委員と山本委員を推薦させていただきたいと思います。

本事務局案についてご意見や、また他に皆さまから立候補や御推薦がありましたら、御発言をお願いいたします。特に御発言ないので、事務局案のとおり、会長を谷内委員、副会長を渡辺委員と山本委員にそれぞれ御就任いただくという形で、異議のない方は拍手をお願いいたします。(拍手)

御協力ありがとうございます。それでは、会長、副会長から一言ずつ御あいさつただけますでしょうか。

■谷内会長

座ったまま失礼します。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。こちらの自立支援協議会、調布市のほうは 2006 年 3 月に設置をされたかと思います。私どもは設置から 6 年後の 2012 年からお世話になっておりますので、もう十数年、13 年目かな、になりますので改めてお願いしたいと思います。この 12 年関わらせていただく中で、先ほどの部長のお話にもありましたけれども、ボトムアップ、トップダウンではなくて、市から何かお願い事をされてこの協議会で議論するというものではなくて、本当にそれぞれの顔の見える個別のケースから必要な社会資源を開発していくというスタンスで 12 年関わらせていただけてますし、本当に皆さんと一緒に多くの社会資源がつくられてきたかと思います。

今年度から改めて武蔵野大学の渡辺先生をお招きいたしまして、新たなワーキングも 2 つこれからスタートをしてまいりますので、また新たな社会資源の創出に向けて、皆さんで力を合わせて、まずはこの 1 年お力添えいただければなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

■渡辺副会長

先ほど御紹介いただきました、武蔵野大学の渡辺裕一と申します。今回、副会長を拝命いたしました。私は 1 日目ということで、本日から皆さんの仲間に入れていただいて、調布のこういった自立支援協議会での活動に御一緒させていただきたいと思っております。

事前にいろいろ御説明もいただいているんですけども、本当に一つ一つのことを丁寧に実行されていて、少しずつ地域が変わっていくということを皆さんももしかしたら実感されながら進まれているのかなというふうに感じておりました。そういったところにお仲間に入れていただいて、また一緒に考えさせていただけるということ、本当に光栄に思っておりますし、微力ですけども少しでも力を発揮してまいりたいと思いますので、また御指導どうぞよろしくお願いいたします。

■山本副会長

事業団の山本でございます。御案内のとおり、私もこの協議会、長らく関わっているので非常に思い入れの強い協議会ではございますけれども、今年はこういう形で御一緒させていただくのを非常にうれしく思っています。

協議会、6 つの機能があるというふうにいわれますけれども、調布の場合はとりわけ社会資源を、先ほどのお話もありましたとおり、ボトムアップでつくっていく。まさに行政と市民、当事者、それから事業者が共同していろいろなものを作り上げてきた歴史があらうかというふうに思いますので、また今年度から新たなワーキングも始まるということで、皆さ

んの忌憚（きたん）のない御意見を積み上げながら何か新しいものができるとうれしいなというふうに思ってます。よろしくお願いいたします。

■事務局（希望ヶ丘）

会長，副会長，御あいさつありがとうございました。では，続きまして5番のほうに移りますが，ここからの進行は谷内会長，よろしくお願いいたします。

5 議事

（１） 調布市障害者地域自立支援協議会について

（２） 令和7年度の活動スケジュールについて

■谷内会長

それでは進めてまいります。お手元にあります次第に沿って，5番の議事に入ってまいります。事務局のほうからよろしくお願いいたします。

■事務局（障害福祉課）

それでは，事務局の障害福祉課より説明させていただきます。まず，議事1は調布市障害者地域自立支援協議会についてとさせていただきます。はじめに協議会の概要について説明いたします。その後スケジュールのほうも一緒にまとめて説明をいたします。

資料は，まず資料3をお手元に御用意ください。この自立支援協議会は障害者総合支援法第89の3において，各都道府県，区市町村で設置するものと定められております。調布市と同様に近隣自治体や東京都においてもこの自立支援協議会を置いています。

2番の所掌事項です。こちらは調布市の要綱で定められております。調布市においては，障害福祉に係る関係機関によるネットワークをつくり，各種事業や障害者総合計画などに関する御意見をいただいております。また，障害者差別解消支援地域協議会としての機能もこの自立支援協議会に併せて持たせることとしています。こちらは差別解消法に基づき，各自治体で設置することとされているものです。

続きまして，資料3の裏面を御覧ください。調布市の自立支援協議会の全体の体制図となっております。

本日，皆さまが参加いただいている全体会が一番上に位置付けられております。その下に調布市では3つのワーキングを設置しています。各ワーキングでは毎年度検討テーマを定め，そのテーマに沿って全体会とは別に検討を進めて，全体会へ報告しています。今年度の下記ワーキングのテーマ，活動についてもこの後の議事で取り扱います。全体会では各ワーキングの活動成果や報告をもとに，市の施策，計画などへ反映させるための提言をまとめます。

この全体会とワーキングのやりとりが最もメインの機能となりますが、その下に各ワーキングの検討テーマを選定する運営会議、さらに市内の相談支援事業所で構成する、この相談支援事業所は事務局の3か所以外も含む市内全ての事業所となりますけれども、サービスのあり方検討会というのがございます。こちらで実際の利用者支援、相談現場、個別支援会議から地域課題を抽出してボトムアップして吸い上げていく、それをまたワーキングや全体会での検討に反映させ、障害のある方も暮らしやすい地域づくりにつなげていくというのが、この調布市の自立支援協議会全体の構図となっております。

続きまして、議事の2のスケジュールのほうにいきます。資料の4をお手元に御用意ください。こちらは全体会と各ワーキング、それからサービスのあり方検討会、運営会議と事務局会議の年間のスケジュールとなっております。

全体会としましては表の一番左側、御覧いただいて、年3回の開催を予定しております。第2回では各ワーキングの活動状況について中間報告をいたします。第3回では年間としての報告を受け、随時活動の方向性や、さらに次年度以降の活動への意見等を皆さまに伺ってまいります。

加えて、全体会の列の10月のところを御覧ください。自立支援協議会では毎年市民全体への普及啓発を目的とした講演会を開催しております。今年度は10月18日の土曜日に開催をする予定です。今年度はデフリンピックがやってくるということで、映画の上映会とトークセッションを予定しております、トークセッションにはデフリンピック強化指定選手であるデフゴルフの選手をお招きしてトークセッションを行う予定です。この講演会につきまして、また詳細が決まりましたら第2回の協議会で詳しく御案内させていただきます。

以上が、議事(1)、(2)の説明となりますが、最後に1点、資料3の中にありました運営会議です。こちらは事務局に加え、毎年度、委員の皆さまから何人か御参加いただいております。御参加いただける委員の方がいらっしゃいましたら、本日の会議の後、その場で結構ですし、後日であれば7月10日ぐらいまでに事務局に御連絡をいただければと思います。もし立候補がない場合は、また少なかった場合は、事務局から個別にお声掛けさせていただく場合もありますので御承知おきください。事務局からは以上です。会長にお返しします。

■谷内会長

ありがとうございます。今、自立支援協議会についての御説明と今年度のスケジュールについて御説明をいただきました。皆さまから何か事務局に確認事項ございますか。各ワーキングについては後ほどまた御説明をする場がありますので、まずは大枠として御理解いただければと思います。

スケジュールのほうも御説明がありましたが、全体会議が今年度あと2回予定をされています。会場が変わり、残り2回は調布市市民プラザあくろすのホールになりますので、よ

ろしくお願いします。

それでは、議事のほう進めてまいります。今度は（３）令和７年度の障害福祉課事業について、事務局より御説明をお願いします。

（３）令和７年度の障害福祉課事業について

■事務局（障害福祉課）

令和７年度の障害福祉課の主要事業について御案内いたします。当日配布の資料７でございます。

まずは１番の仮称調布基地跡地福祉施設の開設についてです。調布基地跡地に三鷹市と府中市と調布市、３市で連携しまして、２つの施設を令和８年４月に開設を予定して、今、建設しております。

まずは表の左側、重症心身障害者向けのみちふの森です。こちらは東京緑新会が運営します。表の中段のスケジュールですけれども、こちらは通所事業の御案内になっております。７月から見学、説明が始まりまして、１１月ごろに市報で利用者募集を行い、来年の２月ごろに通所の利用者が内定する予定です。

次に表の右側、重度知的障害者を対象としたこもれびです。こちらは調布市社会福祉事業団が運営します。通所事業利用までのスケジュールですけれども、７月から実習の募集を開始しまして、８月から順次、同じ事業団が運営している隣の施設、そよかぜのほうで実習を実施いたします。その後の流れはみちふの森と同じで、市報で募集し、内定が決まっていきます。短期入所につきましては、スケジュールはまだ未定となっております。

次に２番の、デフリンピックを契機とした障害理解の促進についてです。令和７年の１１月に実施される東京 2025 デフリンピック大会を契機に、障害理解の促進を図ります。デフリンピックに関連することでは、デフリンピック特別事業としてデフプロというのを行っております。こちらはスポーツ推進課と連携して、市内の小中学校を対象としまして、手話に関する普及啓発を行っています。ほかには各種の媒体を利用した情報発信や啓発物の作成を行い、今後も PR を続けていきます。詳細につきましては、後ほど差別解消協議会のほうでもまた御案内させていただきます。

このこと以外にもパラハート月間の取り組みを活用して、冊子や動画を作成し、また職員研修などを行い、普及啓発を進めていきます。事務局の説明は以上です。会長にお返しします。

■谷内会長

ありがとうございました。基地跡地福祉施設についてはいよいよ来年度スタートするということで、今、御報告を受けました。またデフリンピックに関しましては、また後ほど詳細を御報告いただきますので、その際よろしくお願いします。皆さまのほうから何か確認事

項ございますか。お願いいたします。

■A 委員

調布基地跡地の福祉施設のことなんですけど、通所って生活介護ってことでいいですか？

■事務局（障害福祉課）

事務局です。通所は全員生活介護になります。重症心身障害者のほうも知的障害者のほうも生活介護です。

■谷内会長

御質問ありがとうございます。こちらは生活介護ということで、よろしくお願いします。その他、確認事項ございますか。どうぞお願いします。

■B 委員

ここには書いていないんですけども、総合福祉センターが多摩川に移転するので、そちらの進捗状況、あと、どのぐらい計画が煮詰まっているのかというような状況を説明できる範囲で知りたいっていうことと、資料があればそちらもいただきたい。

■谷内会長

それでは、事務局のほうで可能な範囲で、現時点で御説明できる範囲でよろしくお願いします。

■事務局（障害福祉課）

申し訳ございません。こちらに関して今資料はこちらでお渡しするものはすぐにはないんですけども、福祉総務課が中心となりまして今いろいろな計画を進めているところです。また、障害者団体の皆さまから御意見も伺いながら、そして意見交換をしながら進めていくというふうに思っておりますので、また御意見などありましたらいただけるのとともに、あと、またこちらの状況のほうも伝えていけるようにしていきたいと思います。

■事務局（障害福祉課）

センターの移転については、一定程度、皆さまからの御意見をいただいたセンターの移転に関する考え方ということで結果を取りまとめさせていただいて、それに沿った形で移転を進めていくということにはもうなっておりますので、その報告書等につきましてはホームページ等で公開もされておりますが、また、それがたくさん、要は読み切れるかどうかというところもありますので、移転が近くなってからというよりは、移転に関わる状況が

変化して、大きな変化がある時には、またこの協議会の全体会の場を使いまして皆さまに情報協議をさせていただきたいと思います。今日のところは特に大きな変化はございませんけれども、また、今までの経過という意味で、資料をとということでありましたら後日またお渡しさせていただきたいと思います。以上です。

■B 委員

今はホームページで示した内容で進めているということでしょうか。

■事務局（障害福祉課）

おっしゃるとおりです。

■谷内会長

よろしいですか。ありがとうございます。多くの方が気にされてる事項でもありますので、今、事務局から御説明いただいたように、また変更等がありましたら、こちらの全体会でも御報告、共有していただければなと思います。その他、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、次の議事にまいりたいと思います。（４）相談支援事業所の概要についてということで、資料５になります。では、事務局お願いいたします。

（４）相談支援事業所の概要について

■事務局（障害福祉課）

ここでは本協議会の事務局となっている、かつワーキングを担当します、３か所の相談支援事業所の概要について、本日初めての委員の方もいらっしゃいますので簡単に御説明させていただきます。

資料の５をお手元に御用意ください。１ページ目、最初にちょうふだぞうです。ちょうふだぞうは、運営法人は社会福祉法人調布市社会福祉事業団です。法人が運営する施設の事業としましては、障害者を対象とした知的障害者援護施設なごみのほかに、重症心身障害児向けのデイセンターまなびやや、複数か所のグループホームや通所施設が市内に多数あります。また、お子さんを対象とする子ども発達センターや子ども家庭支援センター、学童クラブなどがございます。

相談支援事業所のちょうふだぞうとしては２の事業所の概要を御覧ください。１ページの下の部分から２ページにかけてになります。主な対象者は知的障害者の方となっており、事業所の場所は国領駅の近くにあります。相談支援事業のほかに就労支援事業や地域活動支援センターとしてオープンスペースや生活講習会などを行っています。

次に資料２ページ目の下のほうです。地域生活支援センター希望ヶ丘です。運営法人は社会福祉法人新樹会で、法人全体として精神障害者の方を対象とした精神障害回復者の生活

の質の向上を目指し、多様なサービスを提供しています。就労継続支援B型や生活介護、グループホームや短期入所など、たくさんの障害福祉サービス事業を実施しております。

相談支援を行っている事業所は資料3ページのほうを御覧ください。地域生活支援センター希望ヶ丘という名称で、つつじヶ丘駅の南側にあります。精神障害者の相談支援事業と併せて、障害者地域活動支援センターとしてオープンスペースや夕食会、パソコン教室などの事業を行っています。

次に4ページ目、相談支援事業所ドルチェです。運営法人は社会福祉法人調布市社会福祉協議会で、社会福祉協議会全体としては法人が運営する施設、事業は、非常にたくさんありますが、障害福祉分野のみでなく、高齢福祉分野に関することや地域福祉に関することなど、総合福祉センターを中心にさまざまな事業を実施しております。

その中で障害者に関する相談事業としては、5ページ、2番の事業所の概要を御覧ください。まず、対象者としては身体障害の方、身体障害は肢体不自由、視覚障害、聴覚障害や内臓疾患も含みます。それと高次脳機能障害の方も対象としています。事業所は調布駅のそばの総合福祉センター内にありまして、相談支援事業のほかに障害者地域活動支援センターとしてデイサービスやさまざまなサロンなどを実施しています。

事業所の御案内に関しては以上になります。では、会長にお返しいたします。

■谷内会長

御説明ありがとうございました。3か所の相談支援事業所ということで、それぞれ、この後説明があります各ワーキングの事務局も担っていただいてる部署になります。3つの相談支援事業所について何か確認事項等、皆さまからありますか。よろしいでしょうか。

それでは、今回の全体会のメインテーマになってくるところに入ってまいります。(5)令和7年度各ワーキングの展開について、資料6に基づいて事務局のほうより御説明をお願いいたします。

(5) 令和7年度各ワーキングの展開について

■事務局（希望ヶ丘）

希望ヶ丘のほうから御説明させていただきます。資料6の2ページ目のほうを開いてください。希望ヶ丘のほうが担当しています、学齢期の福祉教育を考えるワーキングです。今年で3年目になります。1年目、2年目はアンケートを小中学校に実施したり、あとはヒアリング調査をしたりという形で進めさせていただいて、昨年度は指導案の作成、第一小第一小学校の先生にも御協力いただいたり、教育委員会の方に協力していただきながら、指導案の修正だったり、1回小学校のほうで授業をさせていただいたりと進めさせていただきました。

今年度、ラストになりますが、障害の社会モデルを踏まえた人権教育の授業パッケージを

作成するということと、そのパッケージについて普及啓発だったり活用するための広げていく方法について、改めてワーキングの中で協議し、障害理解のさらなる促進につなげていこうと考えております。

この授業パッケージですが、授業の進行に必要な指導案だったりとか、当事者講師の動画撮影だったりとか、実際、授業を行う上での解説動画だったりとか、あとワークシート、イラストなども作成していきながら、実際に授業パッケージを作成していこうかと思っております。

実際にこれを作成するだけではなくて、第一小学校のほうでまた若い先生とかにも御協力いただきながら授業をやっていって見て、実際に改善が必要だったりとか修正が必要になってくるかと思しますので、その修正等をしていながら、今年度完成を目指していくという形になります。

障害理解とか障害の社会モデルっていう言葉がなかなか難しいので、まずは知っていただく、地域にこういう方たちが住んでいることも知っていただくっていうところのまず第一歩というところで、一様に伝えていけたらいいかなと考えております。

その中で、なかなか学校側に予算がないということもあるので、このパッケージを使って先生方が実際に授業をやっていただけるようにパッケージを作っていけたらいいかなと思っています。また、この普及啓発についてもワーキングの中で検討していこうかと思っております。

私のほうからは以上になります。座長の谷内先生、よろしくお願いします。

■谷内会長

私から一言補足といいますか、思いを伝えさせていただきますと、3年目ということで取り組んでおります。狙いは、これまで当事者の方であったり、または社協の方であったり、小学校に出向いて出前講座という形で授業されるケースが多かったかと思うんですけども、それも一つの方法ではあるんですが、ちょっと発想を変えて、こちらのワーキングでは各先生方が気軽に福祉教育をしていただける教材を提供しちゃうということで、さらにプラスアルファで出前講座であったり、また、調布市で3年目を迎えます当事者講師の養成、そちらで養成された講師を学校にお呼びしたりとか、それは次の段階でいいのかなと私は思っておりまして、そのまず第1段階、これまで福祉教育に取り組んだことがない先生方も気軽にこの教材を使って取り組んでいただける、そのようなものを45分の教材パッケージを今作っております。

今日お休みのお2人の先生方に本当に御尽力をいただいております、本当に毎回目からうろこなんです。例えば、ここにもわれわれ堂々と障害理解教育と書いてるんですけど、これじゃあ学校の先生方は分からないよという御意見をいただいているんです。ピンとこないんだと。学校の先生方がピンとくる響きは人権教育ってことなんですよね。谷内さんから福祉教育とか障害理解と言われてもピンとこないんだよという、本当にそういう率直な

意見の交換を毎回ワーキンググループを通して行わせていただいて、先生方、学校教育に合った、われわれが言ってる福祉教育の在り方みたいなものもすり合わせをしながら、本当に丁寧に3年間歩んでいる状況でございます。

また、作って終わりという教材も結構あるんですけども、そうではなくて、できましたらわれわれが作った教材を、教育委員会をはじめ、アップデートも含めて、使い続けていただける仕組み、それも併せて今、教育委員会の先生方に御相談しながら進めている状況であります。

とにもかくにも、どうしても障害疑似体験が先行する世の中なんですけれども、そうではなく、疑似体験ではなくてもこうした教材を使いながら社会モデルに基づいた人権教育ができるんだという、そういったものを今作り上げている最中でございますので、また今年度終わるころには皆さまにも御披露できればうれしかなと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いします。

それでは、すいません、次のワーキングの御説明をお願いします。

■事務局（ちょうふだぞう）

ちょうふだぞうより、行動障害のある方に対する支援アプローチと地域生活支援ワーキングについて報告いたします。資料6の最初のページのところになっております。

本年度より新たに立ち上がるワーキングです。行動障害のある方は特性により、自身が希望しても利用できる資源が少なく、それぞれ生活に困難を抱えているという課題があります。また、特性に対応するため、通所先や生活の場では知識や技術に裏付けされた再現性のある支援が必要ですが、支援者が個別にそれぞれの方に適した支援方法を模索しているという現状があります。その現状に対して支援手法を検討すべく、今年度のワーキングのテーマにいたしました。

行動障害のある方の支援をされている市内の関係機関の皆さまと、自閉スペクトラム症を中心とする発達障害児者の社会参加、社会適応について研究をされている明星大学の縄岡好晴准教授をメンバーとしてお招きし、事業所において人材養成のプログラムを展開するコンサルテーションとスーパービジョンの手法を用いることにより、一人一人の特性理解と構造化された支援手法を検討していきたいと考えております。

また、検討した支援手法を普及できる中核的人材を育成し、行動障害のある方と家族が安心して地域で暮らし続ける環境を調布市に構築することを目指していきたいと考えております。山本座長、よろしくお願いします。

■山本副会長

補足というか若干、谷内先生流に言うと思っても含めてということになりますけれども、強度行動障害、行動障害のある方たちってなかなかサービスが使いづらいという現状があるのかというふうに思います。総合支援法の中でサービスの種類と量、これは爆発的に増え

たわけですけれども、それでよしというわけではなくて、例えば重症心身障害であるとか医療的ケアのある方と同様に、強度行動障害の方というのはメニューはあっても使えないよっていうことが多々見られるかと思います。そういう中でちゃんとその人に合った環境整備ということを行えば、一定落ち着いて過ごせるであるとか、サービスに乗れるということが実証されています。

しかしながら、国のほうでもそういった方向で進めていくと言いながら、まだまだ本当に途に就いたばかりということで、全国的に広がっていない現状です。

そこでということになりますけれども、調布市の中で強度行動障害、行動障害含めた幅広い意味での行動障害のある方たちの環境をどう整えられるのか。支援者が困っているっていう実態よりも、当事者自身がやっぱりその中で困っているんだという視点の中で、そういった環境をきちっと整えられるような人材の育成であるとか、あるいは人材を育成したらその事業所だけで終わりってことではなくて、地域の中でそれを広げていくということが暮らしやすい地域づくりのために重要かというふうに思ってます。

そういった手法をどういうふうに地域の中で確立できるのかっていうのがこのワーキングのテーマだというふうに思っています。

先ほど御紹介いただいたように明星大学の縄岡先生、御専門の方も交えて、事業所の方と一緒に議論をしながら、ゆくゆくは広域的人材養成、これを調布の中できちっと確立をしていく。そんな中で通所施設の安定、あるいは将来的にはグループホームやさまざまな生活空間の中での構造化の手法というのが確立できるというふうな思いを持って、このワーキングを立ち上げ、運営をしていきたいというふうに考えてるところです。私からは以上です。

■谷内会長

ありがとうございます。では、3つ目のワーキング、よろしくお願いします。

■事務局（ドルチェ）

社協ドルチェから報告させていただきます。資料は今お配りさせていただきます、ピンク色の冊子になります。

令和4年度から開始しました、医療と福祉の相互理解についてワーキングですが、令和6年度はワーキングメンバーを中心に検討を重ねました。そして、障害のある方や御家族、専門職の皆さまに御意見をいただいたり、医師会の先生方にも御協力いただきながら、この4月にこちらの冊子、「スムーズな医療受診のために一伝えたい！知りたい！地域でつながりたい！」が完成いたしました。見ていただくと分かるんですけれども、前半は障害別に医療機関でできる合理的配慮の事例がたくさん掲載されています。そして、後ろのほう、17ページ、18ページには障害のある方がスムーズに自分のことを伝えるための障害特性シートがあります。医療機関と障害のある方、それぞれからできる工夫がこの1冊にまとめられて

います。こちらは3,000部印刷しまして、医師会を通じて医療機関に配布させていただいたり、当事者や御家族の皆さまの集まる場で冊子の目的を説明させていただきながら配布しております。たくさんの方に御活用していただくために7月まで広報活動を行う予定です。こちらにつきましては、後ほど座長の山本副会長から補足いただければと思います。

そして、8月からは福祉職の定着ワーキングが発足いたします。運営会議から福祉の担い手を増やすためのワーキングを御提案いただきまして、運営会議のメンバーの皆さまや事務局メンバーで意見交換をし、今、調布市で働いている福祉職がそのまま市内で働き続けられるように、福祉職の定着ワーキングという形で取り組むことになりました。

こちらは福祉職が障害のある方から学ばせていただき、障害のある方のお気持ちや生活をより深く理解できるようにしたり、また、障害のある方にも福祉職とよりよい関係性をつくっていただくことで、相互理解を進め、福祉職の定着を図れればと考えております。

では、山本副会長から医療と福祉の相互理解についてワーキングについて、お話しいただければと思います。

■山本副会長

私のほうから補足的にお話をします。この冊子ですけれども、そもそもは障害のある方、多くは主治医を持って受診が円滑にできているものの、例えば先ほど出たような行動障害の方等については、親御さんが受診させたくてもなかなかやっぱり遠慮して受診ができないとか、待合室で待てないとか、大声を出してしまう、そういうところで引いてしまうような現状がありました。

そこでお医者さんのほうにもアンケートを取った結果、いやいや、そういう人も含めて全部包摂的に見ていきたいんだよってというようなお気持ちがあるということがアンケート結果から分かりました。そこで、じゃあそれをどう取り結んでいけばいいんだろうか。具体的にいうと、どういう工夫や配慮っていうものが必要なんだろうかというところから、当事者の皆さんの御意見、お医者さんの御意見を伺いながら、この冊子を作り上げたところです。協議会がまさに地域の皆さんの支え合いで運営をされているところの一つの典型例になったんじゃないかなというふうに思います。とりわけこの冊子を作るに当たりましては、今日荻本先生においでいただいていますけれども、西田先生、荒井先生はじめ、医師会の皆さんの全面的な御協力をいただきながら、なおかつ中身の監修までやっていただいて、本当に共同して、当事者、お医者さん、それから行政、相談支援事業所等々が共同して作り上げられたなというふうに思っています。

今後については、これがどの程度普及をされ、また使われているのか、有用なのかということの検証も必要になってこようかと思いますので、本協議会での継続的な御議論も含めて、ドルチェワーキングのほうでお願いをしまいたいと思っています。私からは以上です。

■事務局（ドルチェ）

ありがとうございます。続けて、福祉職の定着ワーキングについて、座長の渡辺副会長からお願いいたします。

■渡辺副会長

ありがとうございます。8月からスタートするということで、今回は資料はございませんけれども座長にならせていただきます。担い手の確保ってということは、広く福祉とかっていうところだけではなくて、人材不足といいますか、人が足りないというふうに世の中でいわれている中で、やはり私たちは人々の生活を守っていくためにも調布市内のサービスを提供する基盤である人々をしっかりと確保、定着をしていかなければいけないということで、そのためのワーキングが今回立ち上がるということになっております。

これは今、働いてる方々というところが主なターゲットになってきますので、定着というところに焦点を当てておりますけれども、人がどうしても退職してしまうっていうことが残念ながら頻繁に起きてしまっているっていうような状況もあります。そういったところを辞めてしまう人の責任にしないということが非常に重要なというふうに思っております。その環境ですとか、もちろんその関係性、そういったところも含めて、安心して皆さんが働いていくにはどういうふうに、働き続けるにはどのような場をつくっていくことが必要なのか。ないし、先ほど1番の行動障害のある方に対する支援アプローチっていうところでは、広域的な人材養成というお話もありましたけれども、個人へのトレーニングとか、そういったことももちろん大事だと思うんですけどけれども、安心して働き続けられる場をどうやってつくっていくかを、今まで辞めてしまった方々や辞めたいという気持ちを持った人の責任にするのではなくて、しっかり考えていくっていうことが重要だと思います。

そのことで一人一人の力といいますか、そういうものが積み重なっていく、経験年数を積み重ねていくことですね。1年目からももちろん頑張ってもらいたいと思うんですけども、いろんなノウハウですとか、そういったものは個人にも蓄積されていくということで考えております。もちろん組織的な蓄積っていうのはあると思うんですけども、一人一人に蓄積されていくもの、そういうものをきちんと積み重ねていってよりよいサービスが提供できるような、そういう調布市内の環境づくりに努めてまいりたいと思います。

多くの方と一緒に議論しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

■事務局（ドルチェ）

ありがとうございます。ドルチェからは以上です。

■谷内会長

ありがとうございます。では、次はサービスのあり方検討会、資料のほうは3ページです

かね。資料5の3ページになります。よろしくお願いします。

■事務局（障害福祉課）

サービスのあり方検討会について、事務局の障害福祉課より御説明いたします。サービスのあり方検討会は、市内の相談支援事業所の相談支援専門員で構成されています。目的は資料のとおり、相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化、調布市におけるサービスの支給決定の考え方の共有、情報交換を図り、一人一人の尊厳のある暮らしが満たされる社会を構築することを目指し、よって障害福祉の増進に資することとしています。参加している事業所は、今年度1事業所増え、14事業所となります。今年5月に事業所登録されたライフシフト相談支援事業所が加わりました。

実施計画としましては今年度も全6回の開催の予定です。そのうち、第2回と第5回で地域生活支援拠点会議を併せて開催します。地域生活支援拠点会議においては、地域体制強化共同支援加算を算定した事業所があれば報告をしてもらい、地域課題について共有を図ります。

今年度の取り組みとしまして、これまでの事例検討会では外部からスーパーバイザーに入っていただき助言をいただいていたのですが、今年度は市内の相談支援事業所の主任相談支援専門員にスーパーバイズをしてもらうことを予定しています。主任相談支援専門員には地域の相談支援体制の強化や人材育成の役割があります。サービスのあり方検討会では、毎回顔を合わせての話し合いを行い、支援者同士の関係を築くことができていると感じています。今年度は事例検討会を通じて、同じ地域の課題を知っている支援者同士のつながりをより強化し、助言し合える関係性を築くことで、地域全体の支援力の向上を目指していきたいと考えております。

サービスのあり方検討会については以上となります。

■谷内会長

ありがとうございます。全6回の開催を予定しているということで、どうぞよろしくお願いします。それでは、休憩を挟みたいと思います。また御質問があれば後半で御発言いただければと思います。

（休憩）

■谷内会長

それでは、後半をはじめたいと思います。全体を通して、ワーキング含めて、今、御説明いただいたあり方検討会、皆さまのほうから何か御意見や御質問ございますか。

■ C 委員

福祉職の定着ワーキングについて、全体的に福祉だけではなくて人材そのものが減少している中では、今回 AI が導入されて、事務職等が失職するとかってというようなお話があったりとか、さまざま福祉の中にも AI が導入されて、職員の業務軽減のようなものが実際にどのようになっているのかってというようなことも、ちょっとまだわれわれとしても分からない。実際やっぱり対面の仕事ですので、なかなか AI に関してどのぐらい効果があるのかってということも含めて、もしかするとワーキンググループの中でこういう問題を話していると幅が広がってしまうので、なかなか難しいかもしれないんですけども、ちょっと頭の隅あたりに、AI 導入をすることにより、われわれの福祉職がどう業務として変わっていくのか。それによって定着が実際に上がるのかどうかはちょっと分からないんですけども、その辺の検証なんかもちょうとやっていただけると、われわれも非常に見やすくなるのになって。分からない部分、見えてくる部分もあるのかなってということがありまして、ちょっとお願い半分です。

■ 谷内会長

ありがとうございます。では、座長の渡辺先生からお願いします。

■ 渡辺副会長

ありがとうございます。人材確保っていうところも非常に重要というところで、ワーキング自体は定着なんですけれども、安心して働ける職場があるっていうことは、やはり学生等々見ていてもどういう職場を選ぶかっていう時に非常に重要なファクターになってきます。

ですので、調布市のこういった現場に安心して働ける職場があるっていうことがきちんとつくられて、そして、それが就職をしようという人たちにしっかり伝わっていく中で、就職したいという場所の選択肢に入ってくるようになってくると思いますので、そういった意味でも、定着という議論ですけれども、書くことはもちろん無関係ではないというふうに考えているところでございます。

併せて、AI 等々による業務負担の軽減のお話もいただきました。こういったことが人材が定着するのに関わっているのかっていうことは、何事も排除せずにいろんな御意見を伺いながら検討してまいりたいと思いますので、AI 等々の業務負担の軽減の効果等も視野に入れながら、どの程度それに注目してっていうところはまだはっきりこれからの打ち合わせですけれども、でも、さまざまな可能性を排除せずに取り組んでまいりたいと思いますので、御助言いただいたところを頭に置いてさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

■谷内会長

ありがとうございました。次の方、お願いします。

■D 委員

福祉教育を考えるワーキングについてなんですけど、本当に私は期待しています。一つ、CIL の全国に一律生活センターがあって、各団体で結構取り組んでいるんですが、今みんなが懸念してるのが、自分たちがすごくしたいモデルっていうのを子どもたちに伝えても、先生たちが最後に「こうやってみんな頑張ってるんだから自分たちも頑張ろうね」みたいなことで、全部消えちゃうっていうのが一つ挙がっていたので、先生たちに対するアプローチも何らかに入れていただけたらなというふうに思いました。以上です。

■谷内会長

ありがとうございます。今の御意見を受けて座長として少し意見を申し上げると、本当にそうですね。今回、教材として作る中で、教材の使い方の動画も作ろうと思ってるんです。単に教材を作って、これを使ってくださいではなくて、この教材をどうやって使ってほしいかっていうこっちの思いを、5分、10分の動画だったら見ていただければいいという御意見を先生方からいただけてるので、その中で今、D 委員さんからいただいた御意見も踏まえて、まずは先生方も変わっていただけないと駄目だし、いくら教材を提供しても本当に先生の一言でそれがくしゃってになってしまう可能性もあるので、先生方を変えるという視点と、さらにワーキングで出たのが御家族、親です。親もやっぱり考え方を変わっていただかないといけないよねっていうことで、例えば理想としては公開授業だとか、親御さんたちが学校に来る時の授業の一環で、われわれが作ったような人権教育、福祉教育をしていただければいいよねってことは、先生方にもお話をしていきたいなと思ってます。どうも貴重な御意見ありがとうございます。

それでは、その他いかがでしょうか。E 委員、お願いします。

■E 委員

今、D 委員の発言ではと思ったところです。私は点字を通して小学校4年生、5年生と、また中学生、高校生に出前講座というスタッフとして参加してるんですけども、大体お子さんたちが言うことは「障害があって何が不便ですか」ってよく聞かれます。

私が必ず答えるのは、不便っていうのは障害があるから不便ではなくて、人として生まれてきたことがいろんなことがあるんだよっていうことを伝えます。そして、私が今不便だと思ってることは、ぱっとは出てこない。なぜならば不便なことを便利に変える努力をするから。皆さんは、小学生4年生でしたら自分たちが勉強している科目、国語が苦手とか算数が苦手ってあるよね。でも、できなかつたらできなかつたままにしますか？ しないっていう答えが出る。そこだよ。だから、障害があるから不便なんじゃなくて、みんなも困ってる

ことたくさんあるでしょっていうふうに、まず、点字うんぬんとかいうよりも、そこから入っていくということを子どもたちの前では必ずしています。

つまり自分の生き方を話し、それが小学4年でも高校1年でも同じように伝え、そうすると先生もはっとしてくださったり、今度四中に行くんですけれども、多分参観日なのかな、土曜日なので。そういうところでも父兄の方にも分かっていただけるように、そういうことをさせていただいている以上、一人の人間としてみんなとおんなじだよっていうことを伝えていく活動をしています。

今言っていたので、全然何も考えてなかったのですが、取りあえずこんな私もいるよっていうところで発言させていただきました。以上です。

■谷内会長

ありがとうございます。

今、後半でワーキングのほうにもいただい御意見かなと思いますけれども、障害を理解するのではなくて、障害で〇〇を理解する。この〇〇ってというのは、今のE委員のお話だと生き方になってくるのかなと思っています。なので、障害そのものをわれわれが伝えるっていう意味ではないわけですよ。障害を通して、例えば社会の中にこういう生きづらさがあるよね、それは子どももわれわれもみんな一緒だよ。でも、それをみんな工夫で乗り越えてるんだよ。そういうメッセージ性みたいな、そのあたりがもしかすると学校教育でいわれている人権教育っていう言葉の奥深いところなのかなと、今、改めて感じました。どうもありがとうございます。

それでは、その他いかがでしょうか。B委員、お願いします。

■B委員

3点お伝えしたいことがあります。1点目は学校での授業を公開にするっていうのはとても大切なことだと思います。家族が理解していただいてどうだったかという成果もまた報告していただければありがたいなと思います。

2つ目の医療のパンフレットに関しては、数年前からスタートしてこのような成果になったことがとても素晴らしいと思います。何部印刷したのかっていうところでは3,000部ほどっていうお話がありましたけれども、市民の方にぜひ読んでもらいたい。病院の待合室にあって待ち時間にばらっと見てもらえたりすることがなおいんじゃないかと思います。

3つ目は職員の定着、やはり給与面がどうなっているかというところも課題だと思います。一般の仕事の方よりも8万円から10万円低い給与というところの問題が大きいと思います。そういった将来の不安をどうしたらいいかというところも視野に入れて話し合っほしいと思います。

■谷内会長

それぞれのワーキングへの御意見ありがとうございました。それぞれの座長で持ち帰っていただければと思います。貴重な御意見ありがとうございました。それでは、その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もう1つ残っておりますので、次第の(6)。こちらの自立支援協議会は(6)にあります、障害者差別解消支援地域協議会も兼ねるということになりますので、残りの時間でこちらの地域協議会のほうの内容に進めてまいりたいと思います。まずは事務局のほうから御説明をお願いします。

(6) 障害者差別解消支援地域協議会について

■事務局（障害福祉課）

皆さん、こんにちは。障害者差別解消支援地域協議会を担当しております。よろしくお願いいたします。

まず最初にこの協議会というところ、基礎的なところからまず先に御説明をさせていただきます。平成28年に差別解消法が施行されまして、この協議会も設置されました。差別解消法は、障害の有無にかかわらず互いに尊重し合う共生社会の実現を目指し、差別を解消するということを目的としております。

罰則規制は特に設けられていない法律ですので、相談があった時には双方それぞれのお話を聞かせていただいて、建設的な話し合いをもって合理的な配慮を求めることですか、あとは地域の中で誰もが差別的な取り扱いがなく生活ができるということを目的としております。

ここで言います差別というところの定義に関しましては、不当な差別的取り扱いをすることと、あとは必要かつ合理的に配慮しないっていうことを差別と定義をしております。

この協議会には好事例となる合理的配慮の事例ですとか、あとは障害理解の促進ですとか、そういった事例がありましたら皆さまと共有をさせていただきまして、各団体に持ち帰っていただいて、調布市全体で共生社会が広がってほしいというふうな趣旨がございます。

また、本協議会には守秘義務の規定がございますので、個人が特定されないように、御相談事例がありましたらそちらを紹介させていただきまして、皆さまにも守秘義務があるということで御留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

前回、前年度の第3回の全体会以降のところでは、この協議会、差別に関する相談はございませんでしたので、本日はそのほかに報告2点させていただきます。

1点目は差別解消というよりも障害理解の視点ではあるんですけども、デフリンピックについてちょっと御説明させていただければと思います。

(スクリーンにてスライド表示)

■事務局（障害福祉課）

では、市の主要事業のところでも少し触れさせていただきましたし、冒頭の部長の八角からも話がありましたが、東京 2025 デフリンピック大会が今年 11 月に開催されますので、こちらの概要について説明をさせていただきます。

まず、デフリンピックという言葉なんですけれども、こちらはデフとオリンピックを組み合わせで作られている言葉です。デフとは英語で耳が聞こえないという意味で、デフリンピックは耳が聞こえない、聞こえにくい人のためのオリンピックです。国際ろう者スポーツ委員会が主催し、オリンピックと同様に夏季と冬季、それは 4 年ごとに開催される国際的な大会です。1924 年にパリで第 1 回大会が開催され、今回が 100 周年の記念の大会になります。今回、日本で初めて開催される大会です。

もちろん御存じのパラリンピックという国際大会もありますけれども、こちらは 1960 年に第 1 回大会が開催されておりますので、デフリンピックのほうが歴史のある大会になっています。

デフリンピックには補聴器などを外した状態で聞こえる一番小さな音が 55 デシベルを超えており、各国のろう者スポーツ協会に登録されてる選手で、記録出場条件を満たしている方が参加できます。この基準に書いてあります 55 デシベルというのが大体どのぐらいの音かっていうのは皆さん御存じでしょうか。こちらは一般企業のホームページのところから持ってきたものではあるんですけれども、表の赤枠で囲んでいるところ、こちらが 55 デシベル以上聞こえない。数字が大きくなれば大きくなるほど聞こえにくいことを表します。表にあるとおり、55 デシベルに近い 60 デシベルの指標のところだと、普通の会話、こういった会話ですとか、あとは玄関のチャイム音とか、そういったものが聞こえないレベルのところ、この表でいうと、耳が聞こえる方がだんだん聞こえにくくなっていったら、70 歳代ぐらいのところに行くとか大体 55 デシベルぐらいのところにくるような、そのぐらいの聞こえにくさ、聞こえづらさになっております。

競技を行う上で必要な合図として使われる陸上のスタートのピストルですとか、あとは審判、笛の音とか、そういったものが聞こえないので、音に代わる手段として視覚に分かるように合図を出します。陸上の合図の一つとしては、信号のように赤色、黄色、青色が順番に点灯するスタートランですとか、サッカーの主審も、通常の主審ってラインのところにいる審判しか持ってない旗を主審も持って、視覚で合図を出すっていうふうになっております。こういった視覚的な情報伝達により競技を進行しています。これがスタートランプですね。あとは主審もフラッグを持って進行します。

また、デフリンピックでは、選手以外にも聞こえない、聞こえにくい方が来場されることを想定し、お互いが向かいに座ったまま文字でコミュニケーションができる透明なこういったディスプレイですとか、あとは音声をそのまま文字化するシステムですとか、こういっ

たコミュニケーションボード、指差してコミュニケーションが取れるようなボードですとか、こういったツールを会場に用意する予定と聞いております。

改めて大会ですけれども、東京 2025 デフリンピックということで、開催の期間が 2025 年 11 月の 15 日から 26 日までの 12 日間です。参加国が 70 から 80 か国、地域から参加され、参加選手、約 3,000 人が東京にいらっしゃる。サッカーとか一部の競技は東京じゃないところでやる競技もあるんですけれども、ほとんどの競技は東京都内で行われて、多摩地域では 3 つの市、調布市ではバドミントン、府中市ではレスリング、あとは東大和市でボレーリングの競技が行われます。

観戦は無料でして、特にチケットはございませんので、直接会場に行っていただくと、リストバンドとか入場した方っていうのは一応そういったものは着ける予定にはなっているそうなんですけれども、特に事前申し込みなく、観戦は可能と聞いております。

大会のエンブレム、マーク、結構公共施設とか、あと駅とかにもポスターとかが貼ってあったりするんですけれども、こちらがデフリンピック東京 2025 大会の公式のエンブレムになっています。手でありますとか、あとは輪っか、花、色で赤、黄色、青色、緑の 4 色で表現したりと、こういった感じでエンブレムが作られております。

メダルももちろんございまして、デフリンピックのエンブレムのマークのほかに、エンブレムの中に折り鶴がデザインされたメダルがございます。

先ほどお話ししました、多摩地域で 3 か所というところなんですけれども、区部のほうではほかにも競技が行われておりまして、全部で 21 競技ございます。

あとは、ここでは 2 番と書いてあります、赤字になっておりますバドミントン競技、こちらが今ネーミングライツで名前が変わりました京王アリーナ TOKYO、味の素スタジアムの隣のところのアリーナでやります。場所はメインアリーナとサブアリーナがあるんですけど、もちろんそちらのメインアリーナ、広いほうの会場で行われまして、最初、競技日程としては 11 月の 15 日に開幕した後に、16 日から個人戦、21 日金曜日に個人戦の決勝戦があって、土曜日、公式練習を挟んで、23 日日曜日から団体戦が始まって、25 日火曜日に団体戦の決勝戦があるような、そんな流れとなっております。

■E 委員

デフリンピック東京、しかも調布で開催されるということで大変喜ばしく思っております。皆さんもぜひデフリンピックに興味を持っていただき、11 月の 15 日から 26 日の間、開催されますので、どうかデフリンピックの試合を御覧いただけたらと思います。デフリンピックが終わった後も障害に対する理解を広げていただき、さらによりよい調布をつくっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局（障害福祉課）

ありがとうございました。そうしましたら、今こちらでスライドとしては以上なんですけ

れども、今、普及啓発で動画等の作成をしております、市役所の本庁の2階、エレベーターホールの前のところにデジタルサイネージで動画を流すようなところがありまして、そちらで流している動画をちょっと御覧いただければと思います。大体1分ぐらいの動画です。

<動画上映>

■事務局（障害福祉課）

今御覧いただいた、これは縦画面なんですけれども、今、市の公式 SNS を活用した普及啓発の活動に向けて、われわれ障害福祉課、取り組んでいます。こういった動画とかもちらのほうからどんどん広報で流していこうと思っておりますので、ぜひ皆さん御覧いただけたらと思います。

あとは市の主要事業のところでもちょっとお話もさせていただいておりましたが、併せて市内の小中学校向けにデフプロというような名称で特別授業というのを行っております。市内の小中学校の児童、生徒の皆さんに、現時点で2校やらせていただいたんですけれども、すごく学びに積極的なお子さんたちにお話ができて、また、先生からもすごく今後の授業の中で生かせるってというような形でお話いただきましたので、引き続きこういった授業も進めていきたいと思っております。

これでスクリーン使うものは以上になりますので、いったんこのスクリーン消させていただきます。御協力ありがとうございました。

では、続けて2点目です。こちら情報提供、共有というところではあるんですけれども、お手元に配らせていただいておりますパンフレット、チラシ、東京都障害者情報コミュニケーション条例ができましたというものです。こちら、都の条例ですので、こういったものが7月1日に施行されますっていうことの御案内をさせていただければと思います。

まずは、このパンフレットの表面のとおり、こちらに条例制定の目的というところが書いてあります。こちらは目的として、障害者による情報の取得および利用ならびに意思交通に係る施策を総合的に推進していき、共生社会の実現に資することを目的としていくというような内容が書かれております。

パンフレットを開いていただくと、見開きでさまざまなコミュニケーション手段ですとか情報提供の例が載っております。例えば多様なコミュニケーション手段の例として、聞こえない、聞こえにくい方への手話、要約筆記、筆談など。あとは見えない、見えにくい方への点字ですとか、音声コードなどが例に挙げられております。ほかにも下にコミュニケーションボードですとか、その下のところには拡大文字、手書き文字、あとは絵図と実物をお見せする、あとは身振り、手振り、表情でいろいろなコミュニケーション手段がありまして、実際に相談に来られた方ですとか情報を提供する側、もしくは提供してもらう方がコミュニケーションを取りやすいような例がここに書かれております。

続けて、右側の情報提供方法の例というところですが、こちらでは受付や窓口での分かりやすい対応ですとか、あとは問い合わせ先に多様な問い合わせ先を記載する、電話番号ですとかメールアドレス、ファックス番号ですとか、そういったものが記載をしてあるといいんではないでしょうかということ、例示が書かれております。

こちらはまだ施行前ではあるんですけども、既に東京都のホームページに条文の全文がもう公開されておりますので、こちらの内容について詳しくお知りになりたいという方がいらっしゃいましたら、そちらを併せて御確認をいただければと思います。こちらからの報告は以上です。会長にお返しいたします。

■谷内会長

ありがとうございます。まず、前半は差別の地域協議会についての御説明をしていただきました。そして2点、デフリンピックについての御説明と最後の情報コミュニケーション条例についてということで、3点、関口さんのほうから御報告いただきました。皆さんのほうから何か確認、質問等ございますか。よろしいですかね。

私も不勉強で、スライドすごく勉強になりました。デフリンピックのことをよく理解できてなかったなということで、改めてまた勉強したいなと思います。

確かボランティアなんかもすごい倍率で、なかなかデフリンピックに関わりたい方も関われないといううわさも聞いておりますので、非常にそういう意味では盛り上がってるのかなという気がしております。

やはり大事なのは、パラリンピックもそうでしたけれども、私はパラリンピックのボランティアの養成にずっと関わってたんですけども、このイベントが終わった後、今現状としては開催に向けた普及啓発という行政も力を入れてされてるかと思うんですけども、終わった後のいわゆるレガシーですかね。パラリンピックも終わった後、何が違って、そして何が変わってないのかみたいところ、その中でこの条例が策定されたのは一つ大きな成果かもしれないんですけども、いわゆる調布市の市民レベルの中でこのデフリンピックがどういう意味を成すのかなということ。それって恐らく終わってからでは遅いんですよ。今、盛り上がってるこの最中から、終わった後の聴覚障害の方を含めた理解をどうやって市として取り組んでいくのかなっていうところも踏まえた上で、普及啓発に取り組んでデフリンピック当日を迎えてっていうことが必要なかなと思っておりますので、ぜひ皆さんも引き続き、私も含めてなんですけども、理解がまだ及んでないところが多々ありますので、理解を深めてまいりたいなと思っております。

皆さんのほうからよろしいでしょうか。ありがとうございます。

あと、差別のほうの事例については、福祉からは特に今回は御報告がないということなのですが、皆さまのほうで何かこの件は共有といったほうがいいのかというような情報であったり、トピックスのほうをお持ちでいらっしゃる方はいらっしゃらないですか。ありがとうございます。よろしくをお願いします。

■F 委員

一つだけ気になってることが最近ありましたので市のほうに御確認いただきたいんですけども、先日、私、腹膜透析関連の研究会、講演会で司会してたんですけど、その時の参加者から、腹膜透析の排液バッグを分からないようにするために新聞紙等で包んで捨ててくださってというふうに言われたというふうに言って捨ててる方がいました。でも、調布市のホームページでは、そのまま医療廃棄物、個人のものとしてバッグを捨てていいというふうになってたので、調布はそうではないはずなのになっていうふうに思って聞いてたんですけども、収集される方がたくさんの方がおいでですので、そこら辺の理解が十分なのか十分じゃないのかっていう、一度確認をしていただけたらいいのかなと思います。

確かにメーカーのホームページではまだ新聞紙に包んで捨てましょうって書いてあるので、それをそのまま伝わってしまってるだけなのかもしれないんですけど、ちょっと気になりましたのでお願いできればと思います。

■谷内会長

ありがとうございます。じゃあ市のほうで確認していただければなと思っております。何かありますか。よろしいですか。

■事務局（障害福祉課）

障害福祉課です。情報提供いただきありがとうございました。市のごみ対策課、今、資源循環とかで名前が変わってしまって覚えきれないんですけども、こちらの担当課のところともちょっとお話をさせていただいて、情報共有していきたいと思います。どうもありがとうございます。

■谷内会長

貴重な御意見ありがとうございます。じゃあそれは御確認いただくということで。その他いかがでしょうか。この場で共有しておく案件ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、事務連絡もここでもお願いしてよろしいですか。では、市のほうから事務連絡お願いいたします。

6 連絡事項

■事務局（障害福祉課）

では、事務連絡させていただきます。御説明させていただいてない資料がありまして、資料8で当日配布したものなんですけれども、こちらについて簡単に御説明させていただきます。

自立支援協議会の講演会は年に1回行っておりまして、目的は地域にお住まいの方に障害理解を深めていただくために行っています。今年度は聞こえない方、聞こえにくい方のデフリンピック、こちらが調布で開催されることを契機に、聴覚障害にちなんだテーマとしまして、デフリンピックの機運の醸成も兼ねて行います。日にちは10月18日の土曜日、午後2時から2時間半の講演を予定しております。

講演の内容に映画上映を含みますので、今回の場所は調布駅の近くの映画館、シアタス調布といたしております。まだテーマのほうに仮は付いているんですけども、「調布にデフリンピックがやってくる」ということで、上演する映画のほうは、デフリンピックに初出場したろう者サッカー女子日本代表チームのドキュメンタリー映画を上映する予定です。上演後にはデフリンピックに向けた取り組みとして、デフゴルフ選手の袖山様とそのサポートとされてる奥さまをお迎えして、御登壇いただきお話をお伺いします。

また、正式なチラシのほうができましたら御案内させていただきますけれども、ぜひお時間があれば御参加いただければと思っております。

事務局からもう1点です。閉会の前に御案内なんですけれども、本日の発言で十分にできなかった方の御意見がありましたら、方法はメールでも直接でもファックスでも何でも構いませんので、障害福祉課のほうにお寄せいただければと思います。一応の期限としまして7月3日まで御意見を承っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、議事の中で御案内させていただきました運営委員の募集についてなんですけれども、御協力いただける方がいらっしゃいましたら、こちら7月10日ぐらいまでに事務局に御連絡いただければと思います。

次回の全体会なんですけれども、約3か月後になりまして、9月25日木曜日です。時間は午後になります。お間違えないようお願いいたします。2時半から4時半の開催で、場所も変わります、国領駅の市民プラザあくろすの3階となりますので、よろしくお願いいたします。開催が近づきましたらまた改めて御案内させていただきます。

事務局からは以上です。

■谷内会長

1点確認。映画講演会、今回、映画なので後日配信はないってことですね。著作権の関係で。

■事務局（障害福祉課）

そうです、後日配信はございません。

■谷内会長

今回は会場に来てくださいということですね。分かりました、ありがとうございます。あと、皆さんのほうのから何か確認事項ございます？ありがとうございます。その他いかが

ですか。全体を通して確認しておくこと、よろしいですか。じゃあ、マイクのほう、進行をお渡しいたします。

7 閉会

■事務局（障害福祉課）

皆さま、ありがとうございました。以上をもちまして議事が全部終了いたしました。これで第1回調布市障害者自立支援協議会の全体会を閉会させていただきます。御協力いただきありがとうございました。

一同：ありがとうございました。